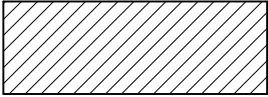
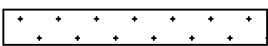
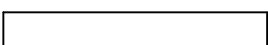
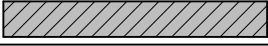


県産「たけのこ」の放射性物質検査結果

令和7年5月22日現在

出荷・販売可能		出荷制限・出荷自粛解除済市町村が発行する証明書により出荷・販売できる市町村（※） （出荷制限・出荷自粛解除済市町村）
		出荷・販売できる市町村（その他の市町村） （市町村が発行する証明書は必要ありません）
		出荷・販売できる市町村（検査対象外市町村） （出荷前検査は必要ありません）
出荷・販売不可		出荷制限・出荷自粛市町村
		出荷前検査が完了 していない市町村
		出荷制限・出荷自粛解除済市町村 その他の市町村
		現時点で出荷希望者のいない市町村



ア 出荷制限・出荷自粛市町村
出荷・販売できません。

イ 出荷制限・出荷自粛解除済市町村
あらかじめ出荷自粛をお願いしております。
・（※）出荷前検査
①過去の検査で50Bq/kgを超えたことのない竹林
市町村ごとに3検体の出荷前検査を行い、
安全性が確認された後、市町村から証明書が
発行されます。
②過去の検査で50Bq/kgを超えたことのある竹林
及び過去に検査を行っていない竹林
市町村ごとに3検体の出荷前検査に加えて、
竹林ごとに市町村検査又は県検査により、
安全性が確認された後、市町村から証明書が
発行されます。
・定期的検査
市町村ごとに出荷期間内の1週間に1回を基
準とした定期的検査を行います。
（出荷期間中でも、出荷を休止している場合
を除く）

ウ その他の市町村
・出荷前検査
販売目的でのたけのこの生産がある全ての
市町村にあらかじめ出荷自粛をお願いして
おります。
たけのこの検査を実施し、市町村ごとに次
に定める検体数の検査結果がすべて基準値以
下であることが確認されてから、出荷・販売
されます。
①令和5年4月1日以降の検査で50Bq/kgを超過
した市町村（該当なし）：3検体
②①以外の市町村（出荷制限・出荷自粛中及び
解除済の市町村を除く）：1検体

エ 検査対象外市町村
出荷・販売できます。
（出荷前検査は必要ありません。）